

清瀬市立学校コミュニティスクール設置計画

清瀬市学校運営協議会規則(概要)

～令和4年1月21日教育委員会規則第1号～

目的：協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、清瀬市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援や協力を促進することにより、保護者及び地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域と共にある学校づくりを実現するものとする

学校運営に関する基本的な方針の承認：

教育課程の編成、学校経営計画、組織編成、学校予算の編成及び執行、施設管理及び施設設備等の整備、校長が必要と認めること

学校運営等に関する意見の申出：

対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員の任用、分限及び懲戒に関する事項を除く。）について、当該職員の任命権者に対して意見を述べる事ができる

学校運営等に関する評価：毎年度1回以上

委員の任命：10名以内

任期：委員の任期は2年とし、再任を妨げない

コミュニティスクール（CS）設置前年度準備（例）

- 一学期
先進校視察1～2校
委員、有識者（スーパーバイザー）等の人選
- 夏季休業中
学校経営方針等を受けたコンセプト案作成
- 二学期～
校内研修（職員向け）、委員予定者連絡会
- 三学期～
コンセプトを受けての実施計画案作成
- 新年度～ CSスタート

令和3年度

令和4年度

令和5年度

令和6年度

令和7年度

●調査研究期

コミュニティスクールの設置に伴う調査研究

【研究実践校】

令和4年度設置：第六小学校

令和5年度設置：第七小学校

●拡張期

調査研究実施校の実践を基に、設置校の拡張

【拡張設置校】

令和6年度設置：

小：清瀬小学校、第三小学校、第十小学校、

中：第二中学校、第五中学校

●最終期

調査研究期、拡張期の評価・検証を踏まえ全校で展開

【最終期設置校】

令和7年度設置：

小：芝山小学校、第四小学校、第八小学校

清明小学校

中：清瀬中学校、第三中学校、第四中学校

【東京都】「学校と地域連携による高齢者の社会参加促進事業」

【清瀬市】「学校と地域のコミュニティ事業」として、各校の学校地域支援本部を支援